

株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の現物市場の統合に伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成 25 年 6 月 21 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）と株式会社大阪証券取引所との現物市場の統合に係る東証における制度整備において、受益証券発行信託の受益権に係る受託有価証券の一類型として定められている「外国指標連動証券」の用語が改められることから、規則の一部改正を行うこととする。

2. 改正概要

受益証券発行信託の受益権に係る受託有価証券の一類型として定められている「外国指標連動証券」について、「E T N」へと用語を改める。（規則 第 2 条）

3. 施行日

平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

以 上